

重要事項説明書

(介護予防通所介護・日常生活支援総合事業)

利用者 : 様

株式会社きずな
事業者 : 通所介護つばき庵

沼津市下香貫山宮前3078番地の45

055-941-7561

通所介護つばき庵 重要事項説明書 [令和7年5月1日現在]

ご利用者様（またはそのご家族様）が利用しようと考えている通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 事業者

名 称	株式会社きずな
所在地	静岡県沼津市下香貫山宮前 3078 番地の 45
電話番号	055-941-7561
設立	平成 21 年（2009 年）9 月
代表者氏名	堀内あすか

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所 沼津市指定地域密着型サービス 静岡県 2271101822 号
事業所の名称	通所介護つばき庵
事業所所在地	静岡県沼津市下香貫山宮前 3078 番地の 45
電話番号	055-941-7561
FAX 番号	055-941-7562
管理者	西澤三奈子
サービス提供地域	沼津市（戸田地区を除く） その他地域は応相談
運営の方針	通所介護つばき庵は、定員 15（土日は 10）名の小規模デイサービスです。 小規模だからこそできる柔軟で多機能な介護サービスを、目配り・気配り・心配りのもとに提供していきたいと考えています。
第三者評価の実施の有無	無
その他の事業内容	指定訪問介護事業所 ケアセンターまちなか（介護予防支援含む） 指定居宅介護支援事業所 ケアセンターまちなか

その他：法人理念等については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

3. サービス内容

事業者が設置するデイサービスセンターに通っていただき、入浴の介護、排泄の介護、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他ご利用者様に必要な日常生活上のお世話、機能訓練を行うことにより、ご利用者様の心身機能の維持を図るサービスとなっております。

午前：健康チェック、機能訓練（身体の運動）、入浴サービス、お食事の提供 等

午後：機能訓練（認知症の予防）、入浴サービス、お茶とお菓子の提供、等

その他、外出行事等のイベントもございます。

4. 営業日及びサービス提供時間等

営業日	月曜日～日曜日 (年末年始休暇有)
営業時間	午前 8：30～午後 5：30
サービス提供時間	午前 9：00～午後 5：00
延長時間	随時応相談
利用定員	15名 (土曜日・日曜日の定員は10名)

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	資格
管理者	1名 (兼務)		社会福祉主任用資格
生活相談員	1名以上 (兼務含む)		社会福祉主任用資格又は介護福祉士資格等
介護職員	1名以上 (兼務含む)		介護福祉士又は2級介護員等
看護職員		1名 (兼務)	看護師又は准看護師
機能訓練指導員		1名 (兼務)	看護師又は准看護師

6. 利用料金

(1) 利用料

サービスを利用した場合の基本利用料は以下に示すとおりであり、お支払いただく利用者負担金は、原則として介護保険負担割合証に応じた額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

◎利用単位表 (料金表) 【7級地 (10.14 円)】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援 1	週 1 回程度を利用した場合 月額 1,798 単位	1,823 円	3,646 円	5,469 円
事業対象者 要支援 2	週 1 回程度を利用した場合 月額 1,798 単位	1,823 円	3,646 円	5,469 円
	週 2 回程度を利用した場合 月額 3,621 単位	3,672 円	7,343 円	11,015 円

◎その他

別途合計額に、介護職員等処遇改善加算等が加わります（詳細は別紙1）。

◎自費をいただくもの（介護保険適用外）

延長時間料金	1,000 円／時間
食材料費用（昼食）	600 円
レクリエーション材料費	実費
リハビリパンツ、オムツ	150 円（パッドは 30 円）

*その他、必要に応じて実費が発生するものは、その都度ご確認をさせて頂きます。

（2）交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。片道 1 kmにつき 30 円。

（3）キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

体調の不良や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要となります。

連絡先：通所介護つばき庵 TEL 055-941-7561

①ご利用日の 9 時 00 分までにご連絡いただいた場合	不要
②ご利用日の 9 時 00 分までにご連絡がなかつた場合	当該基本料金、昼食食材料費

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金を請求いたしますので月末までにお支払下さい。
お支払方法は、原則、口座自動引き落とし（銀行または郵便局）となりますが、現金集金や銀行振込
も可能です。ご相談下さいませ。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスを開始する前に個々のご希望をお聞きし、お気持ちに添った通所介護計画を作成します。
いつまでもお元気でいられるように、私たちも支援させていただきます。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了 1 か月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設等に入所または入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当又は要介護
と認定された場合（この場合、条件を変更して再度契約することができます）。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ・事業者が事業を廃止した場合

④ その他 <1>

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様や
ご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合等、
ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様がサービス利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも
かかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族様の方などが当事業所や
そのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所上

り文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

その他 <2>

- ・風邪、病気等の際は、サービスの利用を見合わせていただく場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果、サービスを変更または中止させていただく場合がございます。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止させていただく場合がございます。

その場合、ご家族様に連絡の上、適切に対応します。

- ・他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告し、治癒するまでサービスのご利用をお控え頂くようお願い致します。

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中にご利用者様の容体に変化があった場合、第一に下記連絡先及び救急隊に緊急連絡を行います。

第1連絡先	氏名		電話	
第2連絡先	氏名		電話	
緊急時の対応	搬送先の希望	有	・	無
	病院名：			
	主治医：			
	連絡先：			

9. 事故発生時の対応方法について

- (1) サービス提供中における事故発生時は、ご利用者様の生命の安全を最優先し、その場の安全確保（危険物の除去）や応急の対応（救急車の手配等）を行います。
- (2) ご利用者様及びそのご家族様等に報告を行います。
- (3) 事業者は、事故報告を確認した後、速やかに必要な処置を講じます。

事業者は、事業者の責任によりご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、適切に対応する体制を整えています。ただし、その損害の発生についてご利用者様及びそのご家族様等に故意または過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合がございます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名	賠償責任保険
補償の概要	損害の賠償を履行する
保険会社名	ニッセイ同和損害保険株式会社

10. サービス内容に関する苦情

ご利用者様は、提供されたサービス、または事業者が作成した計画に基づいて提供されたサービスに苦情・相談がある場合にはいつでもその苦情等を申し立てることができます。

たとえご利用者様が苦情を申し立てても、その苦情申し立てを行ったことを理由として不利益な取り扱いはいたしません。また、当事業所は24時間窓口を設け、利用者保護のため迅速かつ適切に対応できるよう努めます。

苦情・相談等は、下記の『通所介護つばき庵』までご連絡ください。

苦情受付の窓口	苦情処理受付係 西澤三奈子（管理者）
電話番号	(055) -941-7561
受付時間	24時間体制

*営業時間外であっても、転送電話で受付が可能です

その他の苦情受付窓口は以下の通りです。

沼津市 長寿福祉課	(055) -934-4873
国民健康保険団体連合会	(054) -253-5590

11. 守秘義務について

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得たご利用者様またはそのご家族様等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

1 2. 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご親族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り使用いたしません。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者の選定

虐待防止に関する担当者	(管理者) 西澤三奈子
-------------	-------------

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（3）虐待防止のための指針を整備しています。

（4）サービス従事者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（5）サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4. 暴言・暴力・ハラスメントについて

事業者は、暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

（1）暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。

（2）暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。

（3）暴言・暴力・ハラスメント行為がご利用者様やそのご家族様から従事者にあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

●暴力又は乱暴な言動

殴る・蹴る・物を投げつける・刃物を向ける・怒鳴る・奇声や大声を発する など

●ハラスメント行為

不必要に体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・卑猥な言動をする など

●その他

過大な要求・理不尽な要求・サービス従事者や他者の個人情報を求める・ストーカー行為 など

1.5. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、サービス従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するよう努めます。

1.6. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行ことができるもの含む）を定期的に開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

サービスの提供開始にあたり、ご利用者様又はご家族様等（代理人）に対し、
本書面に基づき重要な事項を説明しました。

【法人】

静岡県沼津市下香貫山宮前 3078 番地の 45
株式会社きずな
代表取締役 堀内あすか 印

【事業所】

静岡県沼津市下香貫山宮前 3078 番地の 45
通所介護つばき庵（指定番号 2271101822）

重要事項説明者 印

事業者から「通所介護つばき庵」についての重要事項の説明を受けるとともに、
個人情報の使用について同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

利用者家族等 印

続柄：

署名代行理由：